

東海市公告第173号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく地域計画を変更するので、同条第7項の規定により当該地域計画の変更案（同条第3項の規定に基づく地図の変更案を含む。）を公告し、次のように公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の変更案について、市に意見書を提出することができる。

令和7年9月25日

東海市長 花田勝重

1 縦覧期間

令和7年9月26日から同年10月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所環境経済部農務課（庁舎5階）